

清水町下水道使用料等審議会

第3回審議会 会議録

と き：令和6年5月22日（水）

ところ：清水町役場別館2階 東側会議室

事務局から審議内容の説明後、次のような質疑・応答がありました。

	(議題 1「清水町下水道使用料の改定案について」)
委 員	事務局案は、改定案 2 というのですが、これでは従量料金を一律に 5 円ずつ上げただけで、何か特色がない。例えば、値上げに当たっては、このような利用形態の人たちには配慮して「値上げ幅を抑えたよ」「手厚くしたよ」みたいなものがあった方が、説明しやすいのではないのでしょうか。何か、今回の改定の目玉というか「子育て世帯にはやさしい改定にしました」みたいなものがあれば、大口利用者にも「町はそういう方針なのか」ということで、理解されるのではないのでしょうか。
事務局	委員のご提案は、従量料金を一律 5 円ずつ上げるのではなく、例えば現在 135 円の水量ランクを据え置いて、その分多い水量ランクの方をもう少し多く値上げするというようなお話でよろしいのでしょうか。
委 員	一律で上げるよりは、説明しやすいし、理解されるのではないのでしょうか。
事務局	そうしますと、企業などの大口利用者には大きな負担になりますが、いかがでしょうか。
委 員	もちろん、バランスよくという観点で考えればそうなりますが、企業などの大口利用者は商売でやっているのだから、使えば使った分だけ支払うのは当然のことで、一般家庭とは違うと思います。そういった意味で、改定の目玉として何かあれば、大口利用者にも値上げが理解されやすいのではないかと思います。ちなみに、大口利用者はどのようなところでしょうか。
事務局	本町における大口利用者は、商業施設、病院、工場、役場といったところになります。委員のご提案について、事務局からご答弁させていただきますと、このような改定を他の自治体で行っているか確認しておりませんが、特徴を出すために、例えば標準的な世帯の 21 m ³ から 40 m ³ を 130 円に値下げし、その分を多い水量ランクの方にかけていくということは、計算上できないことはありません。
委 員	特徴を出すということで、「今回はここ、そして次回の改定のときに、前回はここを手厚くしたから、次はここを手厚くする」みたいなものがあったらどうかということです。なかなか値段を決めるのは難しいので。
委 員	現在、核家族の問題がありますが、子育ての問題やお年寄りの介護の問題なども踏まえると、私は、大人数で住んでいる家族を増やしていく方が良いと思います。また、先ほど他の委員がご提案された、企業などの大口利用者に多く払っていただくのも賛成です。そのような意味で、6、7 人の世帯が使っている水量のところを手厚くするような特徴を出したらいかがでしょうか。

委 員	今、いろいろな提案がありましたが、実際、そのような料金設定にしても、利益を確保することは可能なのでしょうか。
事務局	できないということはありません。ただし、どこかを安くすれば、その分どこかが高くなります。料金改定の考え方ですが、例えば令和5年度に現行料金設定で3億円の使用料収入があった場合に、平均改定率5%で3億1,500万円の使用料収入を確保するためには、どのような料金設定にすればよいかというシミュレーションをしていますので、平均改定率を何パーセントに設定するかという議論の中で、シミュレーション上の利益は確保できていることになります。 もう少し具体的に説明しますと、例えば21 m³から40 m³のランクで135円を130円に値下げした場合、その分を41 m³から60 m³のランクで補おうとしますと、ランクごとの件数はほぼ同じですので、もう5円上げた155円の設定になるかと思います。しかしながら、61 m³以上のランクで補おうとしますと、件数が減っていきますので、もっと大きな値上げになっていくことになります。
事務局	件数で見ますと、40 m ³ までの使用で全体の60%強、50 m ³ までの使用で75%、61 m ³ 以上の大口は全体の5分の1ということになります。
委 員	そのような料金設定の場合、大人数の家族が不利になりますので、一般家庭の大口利用者とそうでない大口利用者のカテゴリーに分けることは可能でしょうか。
事務局	負担という観点では、基本料金がそれなりの金額を設定していますので、単身世帯の20 m ³ 以内の使用の方が、不利か不利でないかということでは不利かと思います。また、一般家庭とそうでない使用者のカテゴリーの区分として、水道料金では他の自治体でそのような設定があるかもしれませんが、下水道使用料でそのような設定があるかは分かりません。
委 員	そう考えると、やはり均等にならしていく方が、皆さん平等になるのでしょうか。
事務局	おっしゃるとおりで、皆さんが均等になるよう、バランスよく配分したものが、この改定案2になります。
事務局	最初に委員からご提案のあった、料金改定にも何か特色を付けるということに関しては、やはり前回の審議会の中でも議論がありました、町がどのような方向でまちづくりをしていくのか、そこに尽きるお話であります。しかしながら、そのような方向性がない中では、すべての使用者にバランスよく改定していくしかありませんので、そのような観点でご提案させていただくのが改定案2であることをご理解いただければと思います。
委 員	具体的に、水量ランクごとに4円、5円、6円、7円と設定することも可能でしょうか？
事務局	可能です。

委 員	各水量ランクで一律5円ずつ値上げは、何かメリハリがないなと思います。 例えば、「子育て支援を重点的にやっている町だから、子育て世帯には手厚い料金の仕組みにしています」みたいなものであれば、下水道使用料でも特色が出せるし、確かに平等性はないかもしれませんが、「下水道の分野でも子育て支援してますよ」となる。大口利用者の企業にしても、単に高い下水道料金を払っているのではなくて、「子育て支援に貢献しています」という仕組みにしていけばよいのではないかと思います。
委 員	今、子育て支援の話になりましたが、やはりお年寄りの方々にも手厚くしていく、介護で大変なの方々にも手厚くしていくことは必要かと思います。
事務局	先ほどから議論になっております、子育て支援か、お年寄りに手厚い支援といったようなものにつきましては、確かに下水道使用料でも特色として考えていくことは可能ですが、やはり対象を明確にした中で、給付金であるとか補助金であるとか、他の形で支援しているかと思います。また、水の使用形態を考えたときに、たとえば4人世帯が必ずしも子育て世帯とは限りません。少人数でも、1日2、3回洗濯をして水量が多い世帯もあります。使用水量からは、どのような世帯なのか、また使用形態がどうかを一概に把握することはできませんので、やはり、下水道事業としては、すべての使用者の方に、なるべく平等に、かつ分かりやすい改定案にさせていただいたということでご理解をいただければと思います。
委 員	この下水道事業の中で、例えば子育て世帯にピンポイントで支援していくというのは難しい話ではないかと思います。水道の利用形態から、子育て世帯なのか、お年寄りの世帯なのか、その世帯がどのような世帯かを把握することはできません。そういった意味では、すべての使用者にとって、バランスを考えて値上げするしかないのだと思います。もちろん、私たちからすれば値上げはしてほしくないわけですが、状況から考えれば値上げはやむを得ないわけですから、それならば分かりやすい方がよいのではないのでしょうか。
委 員	答申案の附帯意見の(2)にあります「経営の健全化」これに尽きるのではないのでしょうか。町の安心ということでは、事業の継続性が大事だと思いますので。
事務局	ありがとうございます。つきましては、先に答申案の説明をさせていただきますと、これまでの審議を総括した中で、ご用意いたしましたこのような答申書としてまとめたものを、来月、会長から町長に渡していただくわけですが、まずは、事務局が告示した改定案でよろしいのか、それとも、特色を盛り込んだ改定案を改めてシミュレーションし、次回審議するのかということになります。また、次の改定時にはそのような特色を踏まえた料金体系の設定について検討するなどの項目を、附帯意見として盛り込むことも可能であります。しかしながら、そのような場合、5年後に改めて使用料の検証を行うに当たり、これまでのような料金改定時のみ招集するゼロベースからの審議会では議論が深められませんので、委員の皆様にはご負担になりますが、常設の審議会として、最低でも年に1回から2回程度お集まりいただき、審議をしていただくこととなります。

会 長	まず、事務局から提案のあった改定案２の「平均改定率 4.87%」ということについては、皆さんいかがでしょうか。審議会の結論としてよろしいでしょうか。
委 員	異議なし
会 長	具体的な料金設定、料金体系については、委員の皆さんからいろいろな意見が出ましたが、もう少し細かく検討することはできないかということだったと思います。 他の自治体で参考になるような料金体系があるのか、もっと良い案があるかもしれませんので、次回までにもう少し事務局に調べていただき、もう一度、料金設定や料金体系の改定案を提示してもらおうというのはいかがでしょうか。
委 員	話が戻ってしまいますが、水量ランク別の世帯数（件数）の構成をもう一度教えていただけないでしょうか。
事務局	1 m ³ から 20 m ³ までが 29.0%、21 m ³ から 40 m ³ までが 32.0%、41 m ³ から 60 m ³ までが 22.3%、61 m ³ から 100 m ³ までが 11.9%、101 m ³ 以上が 4.8%となります。
委 員	101 m ³ 以上のランクはすべて同じ単価でしょうか。
事務局	101 m ³ 以上は同じ単価です。
委 員	なぜ、101 m ³ 以上を同じ単価にしたのでしょうか。200 m ³ とか、300 m ³ とか、もう少し水量ランク数を増やすということは考えなかったのでしょうか。そうすれば、もう少し一般家庭用の金額を下げるができると思うのですが。
事務局	それは、やはりどちらを立てるかということになります。ご意見は、水量ランクを増やして累進度を上げるということになるわけですが、そうしますと、大口利用者である企業に大きな負担がかかることになります。そもそも今の料金体系においても累進性になっており、使えば使うほど多額の使用料がかかることになっております。
委 員	企業は企業で、商工会などから別の支援があるのではないのでしょうか。一般家庭には支援がありませんので。
事務局	先ほどのお話で、子育ての家庭には子育て支援策として別の支援が、また母子家庭には母子家庭に対する別の支援があるということで、そのようなことを下水道事業として盛り込むのは難しいということをお話しましたが、これも同じではないでしょうか。
委 員	大きな利益を上げているところに、多少負担していただきたいという意見です。
委 員	水道料金の値上げの話で、沼津市でも企業からいろいろ要望があったと聞きました。そもそも多額の水道料金を払っている中で、電気料金も上がり、さらに水道料金が値上がりするのは、大変厳しいとの声だったようです。

委 員	前回改定時の料金改定も、同じような改定だったのでしょうか。
事務局	前回の答申書を本日の資料でお配りしております。平成 30 年 10 月 3 日のクリップ止めてある資料ですが、2 ページ目に掲載しております。
委 員	この水量ランクで、子育て世帯はどのランクに入りますか。
事務局	先ほどから申し上げておりますが、水量としては世帯の人数に大きく影響されますので、子育て世帯であっても、子どもが 4 人いれば少なくとも 60 m³以上にはなるかと思えます。子どもが 1 人の子育て世帯であれば 30 m³から 40 m³前後で、高齢者 2 人世帯の方が 40 m³から 50 m³と、かえって多く水量を使うかもしれません。いずれにしましても、子育て世帯かどうかではなく、水を使う人の人数によって水量は変わると考えていただいた方が分かりやすいと思えます。 また、水量ランクの件で、お調べしたところ、101 m³以上 200 m³以下の水量ランクを設定しているところは、県内で静岡市と浜松市だけです。沼津市や富士市は 101 m³以上 500 m³以下で設定があります。三島市は 51 m³以上 500 m³以下の設定があります。いずれにしましても、大きな企業が多くある自治体については、101 m³以上の水量ランクが設定されています。
委 員	大きな企業というよりは、従業員の数だと思います。
事務局	おっしゃるとおりです。 実際、清水町でも一部の工場では井戸水を使用しており、水量メーターの取付が困難な場合は従業員 1 人当たりで水量を計算することもありますので、従業員数は基準になるところです。
委 員	なぜ井戸水だと計量しないのでしょうか。きちんと計量すべきでは。
事務局	地下水に関しては、計量できない場合もございますので。
委 員	他の都道府県では、地下水であってもきちんとメーターを設置して計量しているところもありますので、平等性を考えれば計量した方がよいかと思います。
事務局	ありがとうございます。しかしながら、町の条例では認定水量という制度がございます。それは他の自治体も同様ですので、特段、使用料算定において間違いではありませんし、問題はありません。
委 員	101 m ³ 以上の水量と 20 m ³ 以下の水量は、それぞれ何パーセントくらいでしょうか。
事務局	有収水量で見ますと、全体で年間 2,396 千 m ³ になります。そのうち、20 m ³ までの水量は 190.5 千 m ³ 、5,001 m ³ 以上が 112 千 m ³ で、12 件なので企業としては 2 社になります。

委 員	そのほかのランクごとの水量はどれくらいでしょうか。
事務局	21 m ³ から 40 m ³ までは 555 千m ³ 、41 m ³ から 60 m ³ までが 621.7 m ³ 、61 m ³ から 100 m ³ までが 495.5 m ³ 、101 m ³ から 5,000 m ³ までが 420.8 千m ³ となります。したがって、101 m ³ 以上が全体の 22.2%になります。
委 員	水量の多いところは、件数も少ないけれど、水量が多いから全体の水量も多くなるということで、やはり、水量ランクごとに差がついていますので、一律に 5 円ではなく、その差に合った割合での値上げ幅、例えば 5.2 円とか、5.3 円とかにする方がいいのではないのでしょうか。その分、水量の少ない使用者を安くすることができますので。
委 員	この先、何回の料金改定があるのか、未来のことは分かりませんが、政令指定都市に倣っていくというのは、一つのアイデアとして良いかと思います。
事務局	自治体の規模として、比較の対象にはならないかと受け止めております。
委 員	101 m ³ 以上の単価を一律にするのではなく、101 m ³ 以上の水量ランク数を増やすのもおかしくないと思います。
事務局	そのお考えはよく分かります。しかし、今の料金体系でも、101 m ³ 以上の使用者 2.9%の方に 22.2%の水量分をご負担いただいていますので、その案は、料金改定のみならず、新たな水量ランクを設定することで今以上のご負担をかけるという案ですが、よろしいでしょうか。
委 員	そういうことになりますね。 例えば電気料金であれば、動力を導入している企業が、基本料金と従量料金で、どのメニューが一番安くできるか選択肢がありますが、そのような料金体系が下水道使用料に適用できるか分かりませんが、そのような 2.9%の企業の方々は、いろいろと安くできる方法を考えられると思いますので。
事務局	101 m ³ 以上の使用者すべてが必ずしも企業とは限りません。一般使用者も含まれております。
会 長	いろいろとご意見が出ましたが、本日の審議では、なかなか結論が出ないようですが...
事務局	初回の審議会からの日程の中で、本日、ある程度のご決断がいただけるものと考えておりましたが、ご指摘いただいたことを踏まえまして、改めて案をお示しすることになりますと、あと数回の審議が必要となりますし、最終的に答申をいただき、9 月議会に使用料の改正条例案を上程し、実際の改定を令和 7 年 4 月に行うというスケジュールが延長されるということになってまいります。

委 員	今回、議会にかけて、この改定のスケジュールが令和7年4月に間に合ったとすると、次の改定の予定はいつになるでしょうか。
事務局	初回の審議会でご説明させていただいておりますが、前回の審議会において、5年から7年の間隔で見直すという附帯意見を受けて、今回審議を行っていますので、これまでの慣例も踏まえると、概ね5年後には改めてご審議いただくこととなります。しかしながら、先程来ご指摘いただいている、町の政策やまちづくりの方向性など、特色を踏まえた新たな料金体系を設定していくという全般的な見直しを今回するのであれば、最低でもあと1、2回の審議が必要になるかと思います。それは、改定期がずれ込むことにもなりますが、その後も同じような形で5年後の見直しでよろしいのか、いや3年後に見直すべきか、そのような皆様からのご意見をいただく中で、次の見直しの時期も決めていくこととなります。 今回、事務局提案の改定案でよろしいということであれば、今、課題となっている見直しについては、一旦答申を行った後、3年後、5年後とは言わず、継続審議という形で、1か月おきでも、2か月おきでも審議することは可能です。もう一度すべての料金体系についてゼロベースで見直す必要があるというご意見があるならば、引き続き1年、2年かけて審議していくということもできますので、その場合は答申書の附帯意見として申し添えていただければよろしいかと思います。
委 員	私は、水量ランクについては検討すべき、考えていくべきだと思います。
事務局	水量ランクについての議論ですが、今は、細分化してランク数を増やすといった議論になっているかと思います。しかしながら、料金体系を考える上では、例えば伊豆市のように水量ランクを設けず、基本料金と一律でm^3当たりの従量単価を設定しているだけの体系もあります。先程来、ご提案いただいている101m^3以上の水量ランク数を増やして料金単価を上げるという設定は、言い換えると累進度を上げることにもなります。本町の下水道使用料の累進度は、現行料金体系で1.2ですが、この累進度がさらに高まることとなります。累進度を過度に上げることにも不公平感が大きくなりますので、国からはなるべく抑制するよう言われております。静岡県内の町村でも、101m^3以上が最上位のランクに設定されております。そのような中で、101m^3以上の水量ランクの細分化を設定するのであれば、できても200m^3までが限度かと考えます。 いずれにしても、新たに水量ランクを設定することになりますと、先程課長が申し上げたとおり、あと数回程度は審議が必要になるかと思います。 先ほど委員からご提案がありました、水量ランクごとに従量料金の値上げ金額を1円ずつ変えていく方法ですが、低いランクで上げずに高いランクで上げた場合を考えたときに、極端な例ですが、100m^3まで料金据え置きにしますと、101m^3以上は1m^3当たり30円から35円の値上げが必要になります。1m^3当たり30円ですので、101m^3以上で10m^3使えば300円、100m^3使えば3,000円と、どんどん増えていってしまいます。これでは大口利用者にとって、極端に大きな負担になってしまうわけです。 ですから、最終的にどの使用者にもバランスよく、なおかつ経営健全化が図れる料金設定がこの改定案2になっているわけですので、ご理解をいただければと思います。

事務局	新たな料金体系の検討が必要ではないかというご意見については、深く受け止めたと思います。 大変恐縮ではありますが、今回の事務局案では、そこまで深堀せず、従来の料金体系の中で多くの方に負担をかけない在り方として、基本料金を 150 円、従量料金を一律 5 円ということで提案させていただいたところです。課題となっている水量ランクや料金体系については、従来のような 3 年、5 年に一度の料金改定のための検証ではなく、この審議会を引き続き開催する中で、清水町らしい特色ある新たな設定を検証していただいて、次の改定のときに反映できればと思うところであり、事務局の勝手なお願いではございますが、ご理解をいただければと思います。
事務局	ちなみに、料金改定の先進地と呼ばれているところがございまして、それが神奈川県横須賀市になります。横須賀市は令和 5 年度に料金改定を行いました、そのときに、初めて料金体系と水量ランクを大幅に見直し、国土交通省や総務省が推奨している料金体系と水量ランクでの料金改定を行いました。この見直しに関しては、確か年 6 回の審議会を 8 年かけて実現させたと記憶しています。それくらい、この料金体系や水量ランクを見直すということは大変なことであり、どの自治体もなかなかそこまで踏み込めないから、従来の料金体系で改定を行っているのではないかと思います。ですから、そこに手を付けるということであれば、審議会を常設にして検討していくことになりますし、今回手を付けるというのは、かなり難しい状況になります。今回は、やはり答申書の附帯意見に盛り込んでいく形が一番良いかと考えております。
委 員	いろいろな意見が出ましたが、最終的には事務局提案の案 2 か、案 3 か、正直どれもそんなには変わらないもので、改定しなければならないのはやむを得ないわけだから、改定案を決めて、議会上げてもらう方が良いと思います。ただ、事務局は人事異動で代わってしまうので、今回出た意見をきちんと記録してもらい、引き継いで次の改定のときに議論できるよう、活かしてもらえればと思います。
会 長	審議会は、どちらかといえば町民側の立場で議論しなければなりません。事務局は経営的な面からいろいろと提案しますが、基本的には、我々委員は町民の立場で、町民のためにはどのような料金がよいかを審議の中で結論を出していかなければなりません。 次回は 6 月 13 日になりますが、事務局にはそれまでに他の自治体でどのような料金体系があるのか調べていただき、参考になるような事例を提示してもらえればと思います。その中で、参考にできるものがあるのか、なければ事務局の改定案 2 で決定するような形でいかがでしょうか。
事務局	基本的に、県内の自治体は、伊豆市を除いてほとんどが同じような料金体系と水量ランクで設定しています。異なるのは 101 m³以上の水量ランクくらいで、0 m³から 100 m³まではほぼ同じです。あとは、設定する料金単価をどこまで細かくするかということです。他市町の批判をするわけではありませんが、今年 4 月に改定を行った三島市は、従量料金の単価を銭の単位まで設定しています。銭の単位は実際には流通していませんので、そのような設定が果たして住民に分かりやすいものかどうかということもあります。そういう意味でも、改定案 2 はあえて 1 円単位ではなく、10 円単位

	に単価設定しています。 ですから、そこをあえて細かく設定した方がよいということであれば、1円単位とか、三島市のように銭の単位まで単価設定を細かくすることはできます。前回改定時は、それが5円単位ということになります。従量料金については、そもそも現行料金でも既に差がついていて、累進度がありますので、あえてそれ以上の累進度を上げる必要がないのではないかとこのところ、分かりやすい方を採用したものです。
委 員	三島市は、どうして銭の単位まで単価設定したのでしょうか。
事務局	おそらく、単価そのものではなく、改定率を重視したことによるものだと思います。平均改定率を設定して、そこから一律に割り戻していったらそれぞれの水量ランクで銭の単位が生じたということであると考えます。実際は、銭の単位は切捨てになると思います。
委 員	5年前と今では、人口も世帯数も減っているように思いますが、世帯数が増えると使用件数も増える、使用件数が増えれば使用料も増えるということで、どちらかといえば世帯数が増えた方がよいという解釈でよろしいでしょうか。
事務局	おっしゃるとおりです。水量を多く使っていないくても、基本料金部分は必ず収入として入ってきますので。ただ、人口は確かに減っていますが、必ずしも世帯数は減っていません。むしろ増えているのではないのでしょうか。と言いますのも、広報しみずの配布数が数年前は 11,500 部とか 12,000 部と言われていたのですが、最近は 13,000 部を超えています。つまり、人口が減って世帯数が増えているということは、1世帯当たりの世帯員人数が減っているということになります。さらに、下水道の供用区域は整備によって毎年どんどん拡大していますので、処理人口は増えていますし、下水道が使えるようになった世帯も増えていることになります。実際、使用料の調定件数が毎年 2,000 件程度増えていますので、単純に年 6 回、年間平均 333 件は増えている計算になります。排水設備の検査件数も年間で 300 件強ですので、概ね合っていると思います。
会 長	なかなか結論が出ませんが、今日の審議としては、他の料金設定をもう一度事務局に作成してもらい、次回の審議で議論する。他により改定案がなければ、この改定案 2 で決定するというので、いかがでしょうか。
委 員	お願いですが、一度、国が推奨するモデルケースに当てはめて料金設定した場合のシミュレーションをしていただけないでしょうか。
事務局	承知しました。国は、基本料金部分に関して 0 m³でも料金を賦課することはいかがかということについて指摘しています。本町は 0 m³の場合、料金も 0 円と賦課をしておりませんので、結果として、体系的にはあまり変わらないのではないかと思います。
委 員	空き家についてはどうなっていますでしょうか。

事務局	本町の場合は、契約していても使用水量が0 m³であれば料金はかかりませんので、空き家は、漏水をしていない限り料金はかかりません。
会 長	それでは、皆様のご意見も尽きたようで、他の議題もありますので、ここで審議会としての決定をしたいと思います。事務局の示すとおり、平均改定率 4.87%、消費税は外税方式で、端数処理は1円未満とする。ただ、水量ランクごとの料金設定については、もう一度、事務局に別の案を作成してもらい、再度検討するということがよろしいでしょうか。
事務局	再度確認ですが、改定案の中で、改定案1は当所の目標としていた平均改定率5%を多少でも超えてしまっていますので、実際には改定案2又は改定案3になるかと思えます。その中で、現行料金体系において、再度シミュレーションできる方法があるとするれば、従量料金で、水量ランクごとの料金設定を1円単位でずらすことくらいしかできません。しかし、そこに差を付けるということは、下げた部分をどこかで補わなければなりません。基本料金割合を上げたいという当所の目的がありますので、その部分を基本料金部分に転嫁すれば改定案Bのようになり、同じ平均改定率であっても値上げ感の強いものになってしまうというのは、既にご説明したとおりです。 いずれにしても、平均改定率の設定だけは本日、ご決断をいただきたいと思います。4.87%か4.52%、使用水量ごとの料金で比較すると、さほど大きな差ではありませんが、年間の使用料収入で比較すると、年間150万円とか200万円という差になります。これが5年間、利益として積み上がりますと、次の使用料改定時に大きく影響します。4.52%でもシミュレーション上は利益が出ることになっていますので、問題はないかと思いますが、今後、過度な負担のないよう、料金改定は少しずつ上げていくということもありますので、ある程度は余裕のある改定案が望ましいと考えております。
事務局	本日は、他市町の使用料改定に係る新聞報道の記事も資料として配布させていただいておりますが、沼津市は20%、三島市は28%、熱海市はこれから審議に入るようですが11%を目標としています。御殿場市も10%であります。そして本町も、前回の改定時は基本料金で30%、従量料金で15%の改定を行っております。それと比較しますと、今回は抑えた改定率でご提案できたのではないかと考えております。 今日のご審議の中で、ある程度の方向性がご結審いただけず、いくつか別の改定案の宿題をいただき、次回にお示しして再度審議することとなりますと、この後の議題であります改定時期、答申（案）については次回以降の審議となり、あと数回はお集まりいただくこととなりますので、ご了承いただきたいと思います。
委 員	改定案2でいかがでしょうか。そして、その検証を5年後ではなく3年後に行うということで、落としどころを付けたいかがでしょうか。というのも、このままでは結論が出ず、話が平行線のままになるでしょう。結論を出さないというのも、審議会として何をやってるんだということになりますので。
会 長	基本的には改定案2の方向でよろしいかと思いますが、具体的な料金設定についてはもう少し審議が必要かと思えます。

事務局	先程は皆様にご大変失礼なことを申し上げましたが、基本的には皆様にご審議をいただいていることですので、今日、結審できずに、後日改めて審議が必要だということであれば、宿題をいただいてご提示させていただき、次回にご審議いただくところです。改定案についてご結審いただいたものが答申書になり、審議の中でいろいろいただいたご意見を附帯意見として申し添えていくわけですので、何が何でも今日、ご結審をいただかなければならないということではございません。
委員	今日配布された新聞報道の詳細（答申書の内容）は、どこかに載っているのでしょうか。
事務局	それは、各市町の情報公開の状況によります。各市町のホームページ等で答申書の写しや会議録、配布資料等が載っているかと思います。
事務局	配布させていただいた報道発表資料の4市町のうち、本町より安い料金設定をしているのは三島市のみになります。
委員	「清水町は近隣市町よりも安いよ」みたいな、そのあたりのことを周知したら理解されやすいのではないのでしょうか。
会長	それでは、当審議会の決定事項としては、事務局の提示した改定案2、平均改定率4.87%、消費税外税方式、端数処理1円未満ということで決定したいと思いますが、いかがでしょうか。
委員	異議なし
会長	あと、水量ランクごとに値上げ幅を変える改定案については、参考として、次回までに事務局にシミュレーションしていただいて、提示してもらいたいと思います。もし、その方がよろしければ、その改定案も検討したいと思います。
事務局	ありがとうございます。 改定案2、基本料金で150円、従量料金で水量ランクごと5円の増額改定により、平均改定率4.87%、消費税外税方式、端数処理1円未満ということで、本審議会の決定事項とさせていただきます。
事務局	なお、改定時期につきましては、ここでご結審いただき、予定どおり答申することができますと、事務局案のとおり令和7年4月1日となります。いかがでしょうか。
事務局	スケジュールとしましては、答申後、9月議会に使用料の改正条例案と関連予算の補正予算案を上程し、議決を経て、周知期間を設けた後に正式に改定となります。周知の方法としては、11月と3月の料金請求時にチラシを同封させていただき、広報しみずやホームページで併せて周知させていただきます。
会長	それでは、改定時期についても事務局案のとおり、令和7年4月1日でよろしいでしょうか。

委 員	異議なし
事務局	ありがとうございます。
事務局	(議題2「清水町下水道使用料等審議会答申(案)について」) 本日は、お時間も超過してまいりましたので、ご結審いただいた審議会の決定事項を加筆し、あらためて答申案を作成いたします。そして、作成したものを事前に皆様にお送りいたしますので、何かお気づきの点、ご意見、ご質問がありましたら、次回の会議の前までに、事務局までご連絡いただければ幸いです。いただいたご意見を反映させていただいたものを、また改めて次の会議のときにご提示し、皆様にご確認いただければと思います。 答申書(案)が固まりましたら、会長と副会長には、審議会終了後に町長のところへ答申書を渡しに行きたいと思っております。また、再確認が必要ということであれば、答申書は完成させていただき、答申は後日に別途行いたいと考えております。
会 長	町長への答申は、別の日でもよろしいでしょうか。次回の審議会終了後では、余裕がなくて心配がありますので。
事務局	承知しました。
会 長	それでは、本日はこれでよろしいでしょうか。 これもちまして、第3回審議会を閉じたいと思います。 ありがとうございました。
事務局	長時間にわたり、ありがとうございました。